

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

鳥取県東京本部 複合機（カラー、高速機）

なお、括弧内の「カラー、高速機」の用語は複合機の処理能力を表すものとし、詳細は別添複合機の賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(2) 借入物品の仕様及び数量

別添複合機の賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 借入期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

なお、令和9年度以降において、本件公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

また、令和11年3月については、次回更新する複合機の搬入搬出作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

(4) 納入期限

令和8年4月1日（水）

(5) 納入場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有している者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 東京都内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「管内事業所」という。）を有していること。ただし、管内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 本件公告に示した物品（公告日以降に調達したものを含む。）を自社が所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部東京本部

4 入札手続等

(1) 入札の手續及び業務の仕様に関する担当部局

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 10 階
鳥取県令和の改新戦略本部東京本部
電話 03-5212-9077
電子メール tokyo@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 8 年 2 月 24 日 (火) から令和 8 年 3 月 9 日 (月) までの間にインターネットのホームページ (鳥取県令和の改新戦略本部東京本部 <https://www.pref.tottori.lg.jp/tokyoooffice/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 8 年 2 月 24 日 (火) から令和 8 年 3 月 9 日 (月) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展と明記すること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展と明記すること。) により、(1) の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 3 月 18 日 (水) 午前 11 時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 17 日 (火) 午後 5 時までとする。

イ 場所

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 10 階
鳥取県令和の改新戦略本部東京本部会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書 (様式第 2 号) を作成し、電子メールにより 4 の (1) の場所に令和 8 年 3 月 3 日 (火) 午後 5 時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

なお、電子メールにより質問する場合は、件名に「複合機に関する質問」と記載すること。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問については、令和 8 年 3 月 6 日 (金) にインターネットのホームページ (鳥取県令和の改新戦略本部東京本部 (https://www.pref.tottori.lg.jp/tokyoooffice)) によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7 の事前提出物を作成の上、令和 8 年 3 月 9 日 (月) 午後 5 時までに郵便等又は持参の方法により 4 の (1) の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者並びに開札の時において 2 の入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、納入しようとする借入物品が仕様書の 1 及び 4 に示す仕様に適合することについて、令

和8年3月2日（月）正午までに4の（1）の場所に借入物品の機種に関する資料（パンフレット等）を提出し所属の承認（以下「機種承認」という。）を受けること。

機種承認を受けた後でなければ、7の事前提出物を提出することはできない。

提出方法は、持参又は送付による。ただし送付の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるものにより4の（1）の場所に送付すること。

- （2）災害等により、機種承認を受けた機種が製造中止となる等の4の（1）の所属がやむを得ない事情であると認めた場合に限り、納入しようとする借入物品の変更を4の（1）の所属に申し込むことができる。
- （3）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- （4）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- （5）提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- （6）提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。（県が指示した場合を除く。）

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- （1）入札参加資格確認書（様式第1号）
- （2）2の（4）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）
- （3）アフターサービスの体制等（様式任意）
 - ア 迅速な保守、点検、修理その他のアフターサービスができることを証する書類（メンテナンスサービス体制図等）
 - イ 対応機種のメーカーによる支援が確約されていることを証するもの（代理店・特約店・メーカー支援の証、パートナー証明書、サポート証明書等）
 - ウ 入札者と対応機種の保守業者が異なる場合は、本件入札に係る機種の保守に関して、賃貸借期間を通して保守業者の支援が確約されていることを証するもの

8 資格審査について

- （1）6の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年3月11日（水）までに通知する。
- （2）（1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年3月12日（木）正午までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- （3）（2）により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和8年3月17日（火）までに書面により回答する。

9 入札条件

- （1）入札は、入札書（様式第3号）により行う。
なお、入札書に記載された金額欄の合計が入札金額となる。
- （2）入札書は、必要事項を記入し、「入札書」と明記した封書に入れ、表面に借入物品の名称、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (3) 入札書の入札金額は、(4)に示す方法により算出した複合機の年間賃借料及び年間保守料の合計金額に3を乗じて得た金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。

- (4) 入札書に記載する金額の算出方法は次のとおりとし、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する額(単価)を入札書の月額賃借料及び保守料単価欄にそれぞれ記載すること。

ア 年間賃借料

複合機の搬入、設置、撤去、搬出、設定、付保する動産総合保険等に要する一切の経費を含むものとし、月額賃借料に12を乗じた金額を年間賃借料とする。

イ 年間保守料

(ア) 保守料単価は、修繕、トナー交換及び消耗品(用紙及びステープルを除く。)の供給に要する一切の経費を含むものとし、仕様書の4に記載の白黒及びカラーの月間複写使用見込枚数を乗じた額に12を乗じた金額を年間保守料とする。

(イ) 白黒及びカラーはそれぞれ単一の単価とすること。

(ウ) 複写片面1枚当たりの単価とすること。(小数点以下第2位までを記載することができる。)

- (5) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

- (6) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (7) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

- (8) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- (9) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状(様式第4号)を4の(4)(郵便等による入札の場合は4の(1))の場所に提出しなければならない。

なお、年間委任状を提出している場合は、この限りではない。

- (10) 入札書及び委任状のあて名は「鳥取県令和の改新戦略本部東京本部長 矢吹 隆」とすること。

- (11) 再度入札は2回をもって終了する。(初度入札を含めて3回とする。)

- (12) 開札は、入札者又は代理人が立会して行うものとする。ただし、入札者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- (13) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、8の(3)で入札書に記載した金額の合計額に当該金額の10パ

一セントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「年間支払見込額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 2の入札参加資格のない者のした入札
- (2) 6の入札参加者に要求される事項を履行しなかった者の入札
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参加しなかった者の入札（4の（3）の郵便等による入札の場合を除く。）
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理人をした者の入札
- (5) 委任状のない代理人の入札。
- (6) 入札に関して不正の行為があった者の入札
- (7) 記名、押印のない入札書による入札
- (8) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (9) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (10) 機種承認を受けずに行った入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。

13 契約書作成の要否

要

（ただし、会計規則第111条の規定により、契約書の作成を省略し、請書を徴する場合がある。）

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 落札者は、落札決定後直ちに納入する機種及び納入日を4の（1）の場所に通知すること。
- (3) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (4) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (5) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契

約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として年間支払見込額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（6）守秘事項

ア 受注者は、本業務の履行に当たって、知り得た情報を漏らしてはならない。

イ 発注者及び受注者は、本業務の実施により取得した個人情報について「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守するものとする。

（7）10 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札が決定したら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 5 号）を、4 の（1）の場所に提出すること。

（8）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第 6 号）を、4 の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

（9）鳥取県議会令和 8 年 2 月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。